

本事業見込量等調査の対象施設・事業所について

区分	所在地	定員	地域密着型サービス等整備等助成事業					介護施設等の施設開設準備経費等支援事業		既存の特別養護老人ホームに併設されるショートステイにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業	介護施設等における看取り環境整備推進事業	介護職員の宿舍施設整備事業	介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業		
			介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業	災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業	災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業	広域型施設におけるダウンサイジング実施事業(注2 対象地域の制限あり)	介護施設等の集約・再編実施事業	介護施設等の施設開設準備経費支援事業（訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置）	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業				介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業
特別養護老人ホーム	政令市・中核市														
	上記以外	30人以上		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
		29人以下													
介護老人保健施設	政令市・中核市														
	上記以外	30人以上	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
		29人以下													
介護医療院	政令市・中核市														
	上記以外	30人以上	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
		29人以下													
養護老人ホーム	政令市・中核市														
	上記以外	30人以上	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○
		29人以下													
軽費老人ホーム	政令市・中核市														
	上記以外	30人以上	○								○		○	○	○
		29人以下													
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	政令市・中核市														
	上記以外	30人以上		○(注1)	○(注1)	○	○		○			○			
		29人以下													
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	政令市・中核市														
	上記以外	30人以上		○	○	○	○		○		○	○			
		29人以下													
既存の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(多床室)	政令市・中核市														
	上記以外									○					
有料老人ホーム	政令市・中核市														
	上記以外												○	○	○
サービス付き高齢者向け住宅	政令市・中核市														
	上記以外												○	○	
短期入所生活介護事業所	政令市・中核市														
	上記以外												○	○	○
短期入所療養介護事業所	政令市・中核市														
	上記以外												○	○	○
訪問看護ステーション	政令市・中核市							○							
	上記以外							○							

注1 移転・改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの)から施設類型をケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)に変更する場合も対象とする。

注2 広域型施設におけるダウンサイジング実施事業…離島振興法(昭和28年法律第72号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)又は豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)の適用を受ける地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(令和3年厚生労働省令第83号)附則第4条の適用をうける場合を含む)